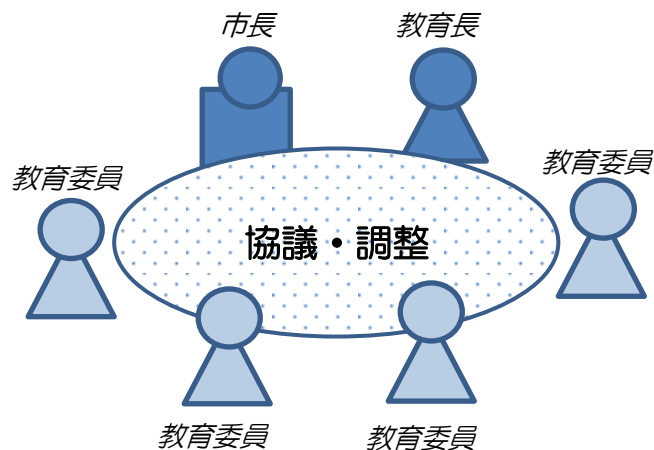


## 総合教育会議の概要

### 1. 目的

市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域における教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るもの。

総合教育会議は、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。



### 2. 内容

#### (1)構成メンバー

- ・市長、教育長及び教育委員

(議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能)

#### (2)会議の運営

- ・市長が招集

(教育委員会から市長に対して会議の招集を求めることも可能)

- ・会議は原則公開

(個人の秘密の保護など必要があると認められる場合には非公開とすることが可能)

- ・議事録の作成・公表(努力義務)

- ・その他、総合教育会議に関し必要な事項は総合教育会議が定める。

#### (3)協議・調整事項

##### ①教育行政の大綱の策定

##### ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

例) 学校の施設整備、土曜授業の実施など

##### ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

例) いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策など

※市長及び教育委員会は、合意した方針の下に、それぞれの所管事務を執行。